

第二十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十号

(四九三)

昭和三十年六月二十四日(金曜日)  
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君  
委員 新八君 理事長谷川四郎君  
理事 山手 満男君 理事内田 常雄君  
理事 前田 正男君 理事 永井勝次郎君  
理事 中崎 敏君  
阿左美廣治君 大倉 三郎君  
小笠 公昭君 菅野和太郎君  
上林山榮吉君 齋藤 憲三君  
笹本 一雄君 鈴木周次郎君  
田中 彰治君 野田 武夫君  
鹿野 彦吉君 神田 博君  
小川 久雄君 田中伊三次君  
堀川 泰平君 南 好雄君  
村上 勇君 櫻井 奎夫君  
多賀谷眞稔君 田中 武夫君  
帆足 計君 八木 昇君  
伊藤卯四郎君 菊地養之輔君  
佐々木良作君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

總理府事務 松尾 金藏君  
官(經濟審議 庁調整部長) 岩武 照彦君  
通商産業事務官 (大臣官房長) 板垣 修君  
通商産業事務官 (通商局長) 川上 爲治君  
通商産業事務官 (鉱山局長) 齋藤 正年君  
通商産業事務官 (石炭局長) 齋藤 正年君

委員外の出席者

議員 松平 忠久君

外務事務官(アジ ア局第五課長) 鶴見 清彦君  
外務事務官(経 済局第三課長) 吉良 秀通君  
大蔵技官(主 税局税関部 鑑査課長) 木谷 忠義君  
通商産業事務官(大臣官房物 資調整課長) 中野 正一君  
専門員 谷崎 明君  
専門員 越田 清七君  
専門員 円地与四松君  
専門員 智田清治郎君

六月二十四日  
委員田中伊三次君、田中彰治君及び 櫻井奎夫君辞任につき、篠田弘作 君、上林山榮吉君及び和田博雄君が 議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員上林山榮吉君辞任につき、その 補欠として田中彰治君が議長の指名 で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
連合審査会開会に関する件  
重油ボイラーの設置の制限等に関する 臨時措置に関する法律案(内閣提 出第一四号)  
対琉球貿易に関する件

○田中委員長 これより会議を開き ます。

お諮りをいたします。ただいま本委 員会において審議中の石炭鉱業合理化 臨時措置法案について、昨二十三日杜

会労働委員会より連合審査会開会の申 し入れがありました。これを受諾する ことに御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、受 諾することに決定いたしました。

なお連合審査会開会の日時につきま しては、社会労働委員長と協議の上、 追って公報をもってお知らせすること といたします。

○田中委員長 次にお諮りをいたしま す。先日当委員会が議決をいたしました 本会議を通過し、参議院に送付いた しました中小企業信用保険法の一部を 改正する法律案に対しまして、参議院 は、「第八条中「回収した額から弁済 期以後保険金の支払を受けた日の前日 までの利息を控除した残額」を「回収 した額と保険金の支払を受けた日の翌 日以後の利息の受領した額との合計 額」に改める」という修正をいたし て、衆議院に回付をして参りました。

承願いたします。質疑は通告順によつてこ れを許します。田中伊三次君。

○田中(伊)委員 それでは重油ボイラ ーの設置の制限等に関する臨時措置に 関する法律案について、通産大臣の御 意見を伺いたいと存じます。

まず私の質問は、この法案が鉄鋼の 部門からも、エムの部門からも、砂糖 その他の部門からもいろいろ意見が ありましようが、私は御承知の京染 め——京染めのみならず、京都における 染色業界というものに過去二十二年間に わたつて深い関係を持ち、その実態を よく存じております関係で、ひいてこ の京都関係の染色と軌を一にするわが 国の染色工場、その全局について深い 影響があるものと考えてるので、ここに 質問をするわけであります。一口に申 しますと、この法律案を厳格に適用な ざるといふことになる、京染め及び 京都の染色工場、日本全国の染め工場 というものは全滅の危機にさらされる ことになる。これはどうしても救済す る必要があると考えるので、この法律 の適用に関して大臣の御所見を伺つて おきたいのであります。時間があいま せんし、きょうは無理に出て参りまし てお許しをいただいているので、單刀 直入に第四案を中心として時間をかけ ないように伺つてみたいと思ひます。

この第四条の条文によると、重油ボ イラーについて、重油の使用を抑制す ること必要ありと認めるときは転換を 命じ得る、こういう条文になつており ます。この間転換したものをまた逆転

換を命ずるという意味でありますが、 この必要ありと認めるのはだれが認め るのか、通産当局、通産大臣が最終的 にお認めになるのか、詳しいことが条 文に表れてはおらぬが、何か施行規 則その他の方法によつて必要なりと認 める機関、たとえば審議会なら審議会 というようなものを設けられて慎重に 事を決定されるのか、それとも通産大 臣が良識によつておきめになるのか、 この点をまず伺いたいと思ひます。

○石橋國務大臣 これはいわゆる総合 燃料対策の立場から、重油の規制をや るを得ずいたそう、こういうわけであ りますから、無理はしたくないので す。そのために産業に、特に今御指摘 の染色業などに非常な打撃を与えるとい うようなことはしないつもりであり ます。御質問の通産大臣が勝手にやる のかという点については、今までも こういう場合に重油規制調整協議会と いうものがありまして、これは消費者 の代表者等も入つておるであります が、その意見を十分聞いて、そして できるだけ産業にそういうのはなはだしい 障害を起さないように取り計らう、 こういうつもりでいるわけであります。

○田中(伊)委員 ものは見方でありま す。見ようによつては何か物資供給 調整に関する總動員法のごとき傾向が あるやに見受けられ、そういう反響も絶 無でないわけでありまして、そういうと きにこういう大事な法律を作つて、そ の実施をしようというに當つては、こ

とに第四條の発動などということに當つては、何か協議会を設けるなり、慎重審議をしてゐるのだということが徹底するように処置を講ぜられることが、この法案に対するむだな風当りを除去する上からいっても必要なことではないか。法律というものは無理があつても国民が得心すればいいもので、国民が得心しない方法において新たなこういう法律を実施するということが自体相当考へるべきところがあるのではないか。私は野党の立場でありますから、いいものはいい、悪いものは悪いと言へばいいんだが、親切心を持ってあえて言うとなれば、こういうものにはやはり協議会なら協議会といったような種類のものを設けられて、慎重審議して無理はないのだ、転換のしやすさの順次転換をするのであつて、転換の困難なものとはあと回しにして、さらに困難なものには手をつけな

いことが必要なんだ、無理はいしたしせんというところがよくわかるように協力されるのが適當ではなからうか、親切心からそのように考へるわけでありませう。この点もう一度伺つておきたい。

○石橋國務大臣 先ほども申しましたように、決して無理はするつもりはないのでありまして、これは通産大臣にまかされても實際においてある産業が非常な打撃をこうむるような規制は、今までの例に照らしましてもなかなかできないと思つております。戦時中の例の總動員法のとときは事情が全然違ひますから、むしろ役所の規制が弱いという非難を片方から受けるぐらいのことになるだろうと私は考へております。ことにこの審議会は法案の上に

はございませうが、實際においてはそういうものを設けて今までもやつてゐるし、今後もあるつもりでおります。○田中(伊)委員 審議会を設けられる、法制上のものではあるが任意のものであらうが、これを設けられて、万一この法案を施行することができような状態がきたときには、慎重な態度をおとりいただくようにまず要望をしておきます。

それから染色工場の建前からどういう点が転換が困難で、どういふ点が困るのかという点を時間のからぬように一口に申し上げますが、御承知のやうに染色というものは普通染めといふものがある。普通染めは石炭でやるわけである。ところが堅牢度の高い高度の染めをやりますと、これを輸出に振り向けていくやうな輸出向けの染色を行うためには、重油ボイラーにあらざればやれないのであります。やれないことはないが、外国品と競争はできない。現に御承知のごとく通産省で輸出制限をしておられるのは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、さらに南ア連邦、この方面に対しては一般普通染めは輸出を許さない。なぜ許さないかといへば、イギリスからはほとんど高度の染めを持つてくる、日本は普通染めを持つてくる、このういふことでは競争ができない、日本の商品の信用にもかかわるというところで輸出の制限をする。現に制限をしておりませんが、この制限はますます強化するといふ方向において、通産省が行政をとつておられるということが現状であることは大臣も御存じの通りなんです。そこでその普通染めは石炭でもやれる、高度の堅牢性を持った高級の

染めものというものは重油ボイラーでなければやれない、重油ボイラーでやれば単価も安くつく、こういうことで輸出ができます。私がこれを言うことは自分の党が行いましたことの手前みそのようになりませんが、これは非常に大きな遺産であると思ひます。二十八年の一月に転換いたしました以来、非常にコストが安くつくことになった結果外国品と競争ができる、このころは内地向けが二分の一、染色加工した分の二分の一は輸出に振り向け得るやうな方向に向つて非常に輸出が強化されてきた。国家のためにめでたいことな

んです。これが逆に転換をするということになりますならば、この輸出は少くともとまつてしまふ。二年前に金を借りて石炭を使つておつたものを、重油を使つておつしやるから、善良な業者は重油を使った、重油ボイラーに転換するために使つた金は手元にあるわけがない、開業銀行、興業銀行、輸出銀行等から金を借りてやつたが、その三分の二はまだ払つていない、目下償還中である。それをさらに染色についてボイラーの転換を命ぜられれば第一資金的に参つてしまふ、こういうふうな考へられる。政府が若干の資金を用意するなどということをおつしやつても、なかなか思ふやうに資金というものは業者の手に入るわけのものでもない。こういう状態にありまして、私がここに申したいのは、わずかな重油を制限されて外貨の始末をなさること

はまことによろしいが、それによつて生ずる利益と、せつかく伸びておる染めものの輸出が縮むことによつて生ずる国家の不利益というものををはかりにかけてみたときに、果してこれで日本の経済全局から見てもこれを制限することとが利益なりと判断することができ

かどうか、こういうことを第一に私は非常に案ずるわけでありませう。そういう高級染めをやるためには、大臣はしろろとであるかも知れませんが、高度の温度、具体的に申しますと攝氏の百三十度ないし百四十度、このころは百五十度に近いやうな高温といふものが一定の時間ずっと変化なく、落ちることなく一定の限度に直線を持続していかなくつたらこの高度の染めものはやれません。ところが石炭を使つておつしやつて、石炭を使わなければならぬということになれば、三十分には灰落しをしなければならぬ。灰落しをするためにボイラーの圧力は激減する。こういうことになると、この堅牢染めといふものはやれないことになる。普通染め以外のものはやれないこととなつて、通常一般の地域に対する輸出はストップの状態に入らなければならぬことになります。この場合にも、普通の染色工場の中に予備がまゝと申しましてかえがまが備えてあります場合は石炭を使つても圧力が落ちないで、どこにかやる道はあるわけなんです。また転換をする場合にも、予備がまを使つておる場合には転換ができます。ことになるわけでありませうが、予備がまは持たないのです。これは京染めの場合も染色工場というものは予備がまといふものを一つも持たぬ。これはあなの方の部下にお聞きになるとよくわかるわけなんです。一つも予備がまを持たぬ。そういう立場に立つて、目下苦勞をされてやつておられます者に対して転換を命ぜられるといふことは、無理ではなからうかと考へることが一つ。

それからもう一つお聞きを願ひたいと思ふことは、染色の加工という事業はみづから自主的に事業の操作といふことはやれないのです。それはどういふわけかといふと、原反、材料といふものは委託する人が持つて参る。すべてはその委託品の染色を施す。今しばらくかまをかける間はこうしておこう、あゝしておこうといふ操作はできない。何月何日にどこその港の船にこれを載せなければならぬ、何月何日の何時までにこの染色をやり上げてくれといふ時間を限つた委託品を取り扱ふことがわが国の染色業界の實際なんです。こういう業態にあつてみずから自主的な操作ができないという立場に立つておられます者に、かまの転換を命ぜられるといふことは、まことに困難な事情が伴うのではなからうかと考へるときに、こういう實際にある業態に対してこれが適用されるということになるならば、もう京染めはだめだ、それから染色工場というものは全部あきらめなくちやいかぬ、小幅もの内地向けのものに転換して輸出向けのものはあきらめるよりはかはさない。高級染料輸入に大臣は御苦勞をいただいておられますが、いかに高級染料を輸入し

ても、重油ボイラーを使ひ得ない染色工場には外国向けの堂々たる輸出品はできないんだという實際を私はここに申し上げるわけでありませう。これはおそらく転換の困難なもの、業種のうちでは、最も困難なものの一つではなからうかと存じます。こういうものに對しては第四條の適用はいかがなものか。あえて我田引水に導こうといふものではないと思ひますが、こういう業態にありますものについて、この第四條の

適用ということについては深く考慮されて国家のためにしるべきものだ、こう考えるわけでありすが、こういうものにもあえて適用するというお考えなのか、これは適用すべきものにあらずとお考えになるのか、この点についての御意見を伺いたいと思います。

○石橋國務大臣 私には染色のことについては詳しくありませんが、しかし日本の繊維業で一番の弱点は染色加工にあるということくらいは知っています。でありますから、お話のように重油ボイラーがどうしても不可欠の設備であるとするならば、そういう産業に対して第四案を適用して無理なことをしようとは先ほどから申し上げるように決して考えておりません。これは十分事情を調査しましてそういうものに対してはやはり重油を使わせるようにいたすつもりであります。

○田中(伊)委員 大へん筋の通った、もののわかった御答弁で、質問をする立場からは満足をするわけでございすが、どうか私の今述べた実情に誤まりがない限りは、今の御方針の通りに、少くとも全国の染色工場のボイラー部門についてはあえてこれにしろ寄せをすることのないように、慎重な態度をもってお考えを願いたいと思存します。

もう一度あらためて聞き直してありますが、こういう実態にある工場については、無理をして転換する、すなわち第四案を適用していろいろな指示を与えてこれに制限を加える意思はない、こういうことに拜聴してよろしくうございませぬ。

○石橋國務大臣 その通りであります。

○田中委員 内田常雄君。

○内田委員 御提案になられております重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、大へん長いむすかし名前前の法律案につきまして、石橋通産大臣並びに関係の政府委員の方に締結的にお尋ねをいたしたいと思存します。

すでに政府当局においても十分お耳に入っていることと思存します。これは今に始まったことではなく、かなり長い間の、少くとも昨年の秋ごろからの懸案であったようであります。けれども、それがなかなか国会の提案に今日まで至らなかった。その間、これは世間で非常に評判の悪い法律案であるということとは十分御承知の通りと思存します。なぜ評判が悪いかというと、ことであるが、この法律案は、重油ボイラーの設置の制限というように、なことが書いてありますけれども、その実体は重油ボイラーの設置の制限ということだけではなしに、もっと広範な意味がこの法律の中に伏在をしておる。あるいはこの法律の中にも第六案のような条文があるのであります。重油の一般的な消費規正のための法律のような点もあつたりますし、ことに一番問題のありますのは、私は次の二点にあると思存します。その第一点は、政府の燃料政策というものに一貫性がないうことが世間でいわれております。御承知のように石炭ボイラーを重油ボイラーに転換させたのは、これは相当深い理由があつて、政府は積極的に勧奨をせられて昭和二十七年ごろから始められたこととあります。申すま

でなく、石炭、石油というものは重要なエネルギー資源でありましようけれども、世界的な傾向としては石炭だけにたよれない。重油を燃料として使うことが企業の合理化とか、あるいはコストの引き下げのためにどうしても必要であるというように観点から、政府自身が積極的に勧奨されて、わざわざ石炭ボイラーを重油ボイラーに切りかえてやつて参つたものが、ここ二年ばかりの間に、今度はまた道転換ということとあまりに燃料政策に一貫性がない、じゃないか。その間、あちらに転換しなばならないというので、一般産業界は非常に迷惑をしてゐるということが第一点であります。次は、今日わが国産業の最大命題は、このインフレを乗り切つて企業の合理化、コストの引き下げをして輸出を増進するというところに撤しなればならないのに、だれがどう考えても今日の石炭価格また経済効果というものは、とうてい重油に及ばない、これは世界の傾向でありますから、きよな世界的傾向や経済原則を無視して、再び石炭に戻そう、道転換をなさうというところに私は世間の不評や危惧があると思存しております。けれども、あえて問題の多いかような事態を御承知の上で政府はここに法律案を出そうというのか、ほんとうの御趣旨をこの際あらためて伺いたいと思存します。

○石橋國務大臣 率直に申しますと、あまりうれしき法案ではないのです。燃料のごときはできればほうりっぱなしで、何でも経済的に使用ができるものを使わせるというのが一つの理想でありましよう。しかしながら同時に現

在の日本としては、国内産のエネルギー源というものについても考えを及ぼさなければならぬ。従つて特に今田中君から質問がありましたような産業等に對しても、重油を使わなければならぬ、重油を使うことが絶対必要だといふものは別であります。そうでない部門においては、石炭を使つてもやれるというものについては、やはり国内産の石炭を使つてもらいたい。そのかわり石炭の価格を一つ合理化によつて下げよう、こういうのであります。現在の日本の状況としては、いわばやむを得ざる規制でありますから、その弊害のできるだけ少いように努力をする、こういう含みでこの法案を出したわけでありま。

○内田委員 そうしますと今日政府が他方において石炭企業合理化臨時措置法案というのを提出しなつておるの、石炭というものは今日のままだではとうていやっていけるものではない、何らか思い切つた措置を講じなければいけないということには私もよくわかるのであります。それをやるためには、どうしても今同様の重油ボイラーの設置の制限、あるいはこれに関連する重油の一般的な消費規正ということをやらなければ、この石炭企業合理化といふことはできない、こういうお考えでおられるのか。私は率直に申して、石炭の合理化はまことにけつこうであるが、それはそれとして十分にやつて参つて、しかして一方において重油のような経済効率のいい、またコストを引き下げ得る燃料を使える局面は、それはそれで進めていけるのではなからうか。重油の消費規正という裏打ち、援護がなければ石炭の合理化と

いうものは絶対になし遂げ得られないとは私は考えないのであります。ことにせつかく石炭企業の合理化、また石炭価格の合理化というものをやろうとする際に、一方において産業の経済的必然的な要求である重油を抑え、さらにまた他方において重油や原油に關聯までかけて、そしてその重油を使うことを非常に不便にしている。また重油の価格を引き上げるといふようなことをやつて石炭企業の合理化をやるといふことであれば、これは正しい意味での経済政策ではないし、また石炭の合理化にとつてもはなだ中途半端な迷惑な合理化になる。石炭が石炭として生きるためには、これは世界的な燃料の問題として十分重油と競争していけるような意味の合理化をやつていかなければならないのに、無理に重油の規制をしたり、あるいは値段を引き上げて石炭を合理化するということでは、石炭の合理化にならない、こういう考え方を持つものであります。大臣はいかが考えられますか。

○石橋國務大臣 長い目で見ればお説の通りであります。だが当面の問題としては、石炭にある程度の需要があるというところが石炭合理化の――つまり石炭の需要を起すということが石炭合理化の一つの必要事項であります。そこで先年来急激に重油にかかりましたその傾向をそのまま続けさせるといふことは、国内の燃料の合理化に支障を来たす。でありますから石炭の合理化にはどうしてもある程度の重油の規制というものが必要だ、こう考えております。

○内田委員 私はそこに非常な無理があり、この法律案に対する世間の風評というものがあつたと考え、従つてその

点は見解の相違ということにもありますので、それでは次の点をお伺いしたいと思ひます。

この法律案についての提案理由の説明にもございましたし、またたいたいまの大臣のお言葉からもうかがわれるのでありますけれども、しいて重油を使わなくてもよい部門においては重油を使わせないのだ、こういうお話でございす。ことにこの提案理由の説明には、経済的に重油の使用を必要としないう面においてはこれを規制するという

ことではありますけれども、今日重油が使われておりますのは、ここ二、三年來重油の需要が伸びてきたのはいづれも経済的な根拠があり、その必要から重油が使われているのであって、経済的に重油でなくともやっていけるという面が重油を使つておるのではないのであります。さつきもわが党の田中伊三三君から質問がありましたように、輸出染めものの問題であれ、その他の部門であれ、重油でやるのが採算ベ

ースからいってどうしても必要だといふものがこの重油に転換しておる。これを無理に押えつけないことが一体できるかどうか。いかなる基準でこの重油を使わせたり、あるいは重油を制限されるか。この法律案によりますと、第二条とか第三条とかあるいは第四条に、先ほども田中委員から言われたように、「やむを得ないと認められる場合」とあるとか、あるいは「必要がある」と認めるとき」とか、こういう場合においては「この限りではない」といふような字句が使われておりますけれども、実際に経済的に重油を使わなくてもいいという認定をされる基準といふものが一つも現われていない。さ

き田中君が言われたように、何か審議会なり協議会を置いて、そこでこれから議を練るということでもやればともかく、何かここにくらべなければならぬ。ただ一般的な権限を通商産業大臣に与えて、通商産業大臣が必要と認める、あるいはやむを得ないと認める場合にはこれを規制するということだ

けでは、世間で非常に不安に思つておると思ひますが、その辺の何か基準、原理というふうなものについてお示しを願ひたい。

○石橋國務大臣 広い意味に解釈すれば、それは現在もう自然に重油が使われておる、その自然に使われた理由はいずれも経済的理由が根拠になつておるというところはその通りであります。たとえば暖房についても経済的といへば、それは確かに重油を使う方が経済的な場合があると思ひますが、そういう面においては、少くとも今後設置するものについてはできるだけ一つ石炭を使つてもらおう、こういう程度のことは日本の現状から見ればやむを得ないことだと私は思つております。それでありますから、むろん産業の方面については、先ほど田中君にお答えしたように、指示を行う場合には十分その産業の実態を考へて、無理が起らないようにすることを原則として行ふ、こういうわけでありす。

○内田委員 この問題はだんだんお互の考えを狭めて接近させていきたいと思ひますが、いづれこの法案の第二条、第三条において、政府が必要と認めて通商産業省令に織り込むようなその原案というものをぜひお示し願つて、そうしてわれわれの納得いくように御説明願ひたいのであります。さ

ひその通商産業省令の原案をお示し願ひたい。なおまた第四条につきましても、これはただし書きには「ただし、重油の使用量が著しく少い者に対しては、この限りでない」、つまり微量需要者に対しては、今までの重油ボイラーを石炭ボイラーに転換するやうな命令を出さないということが書いてあるだけであります。第四条には通商産業省令で定めるやうな基準もない。従つて先ほどの染料のやうなものは、ただし書きの微量需要というやうなことで除外されるのか、微量需要ではないけれども、これは必要やむを得ざるものとして除外になるのか、この四条だけではわからぬ。また四条の建前が二条や三条と違ふから、直ちに今の染料のやうな問題が起るので、私は場合に

よつてはこの四条も、二条、三条と同じやうに通商産業省令で定められるというやうなことで修正をされた方がいいかと思ひますが、これらの点についてだんだんあとからお伺いすることにいたします。

次にこの法律案は臨時措置法ということ、時限立法であります。附則には「十年以内に廃止する」ということになつております。ところが先ほど大臣のお話のやうに、これは石炭企業を合理化するために、その裏打ちとして重油の使用制限というものが必要である、こうするならば、石炭企業の合理化特別措置法の方は同じ時限立法であつても、あれは五年ということになつておつたと思ひますが、石炭の方は五年である、こちらの方は、重油がにくらしいから刑期を倍加して十年の刑期を与えろということではあります。なぜ一方は五年、一方は十年であるか、こ

れはどう考へたらいひのですか。

○石橋國務大臣 これは燃料の転換等に時間を要する、こういう考へから合理化と同じ年限よりも幾らかそこに余裕を見た方がよい、こういう考へ方でありす。

○内田委員 どうもそれはおかしい説明で、石炭の方が合理化できてしまえば、そのあと重油をいじめる必要はないので、あくまでも石炭の合理化と歩調を合わせるためならば、石炭の合理化が五年で目的を達成するならば、もはやそれ以上重油を押えつけないというこ

とは、これは天然自然の、世界の経済原理に逆行するもので、もつと適切な説明でないと私は納得できません。これは問題として指摘をしておきたいと考へるものであります。

その次にお伺ひしたいのは、私自身がこれは重油ボイラーの設置制限と言つてみたり、重油の使用規制と言つておるのではありませんが、だれもどうもこの法律を讀んで重油ボイラーの設置制限だけの法律とは考へないのであります。実はこの法律は重油全体の消費規正であるから私どもは当初は非常に重大に考へまして、あるいは本会議において大臣の御説明を願ひ、またわれわれから質問もいたしたいといふことが、だんだんこの法律の題名が變つて参つて、とうとう重油ボイラーの設置の制限等に関する法律案ということになつてしまひました。従つてわれわれも、重油一般の消費規正の問題であるならば、あるいは本会議で取り上げて大臣から経済政策に關して御説明を得たいと思ひましたけれども、どうも重油ボイラーだけの問題を本会議で取

り組むということもできまいというこで、引つ込んだのであります。その辺を御察知になつて——私はこの法律の看板に偽りがあると思ふのであります。つまり実態は重油規正をするのであるけれども国会の通過を容易にする、代議士をごまかすために、重油ボイラーというやうな表現にしてしまつた。まふまふその手にひつかかつて、私どもも遂に本会議にこれを取り上げ得なかつたといふやうなことになるのであります。その証に、頭隠してしり隠さずといひます。第六

条の条文が入つておるわけでありす。この第六條は重油ボイラーには何にも關係がないのでございまして、いわば一つの、大げさに言へば一種の總動員法、少くとも物資需給調整法といふ、この敗戦の前後を通じて一時ありました物資需給調整法と同じ体裁の規定でありまして、これがまるでこの法律案の題目と合ない。重油一般にその出荷を規制したり価格を規制したりすることでありまして、これは政府の法律案でありますから、政府があるいは政府の法制局に圧迫を加えて、かような六條を盛り込みながらも、この法律案のタイトルは重油ボイラーということを通したと私は考へますが、これがもし議員提案の法律でありますならば、衆議院の法制局では決してかような題名のもとに六條のやうな總動員法規、物資需給調整のやうな法規をやらなかつたと思ふのであります。一体この法律は、重油ボイラーに重油をたくことを規制することを目的とする法律か、それはほんの申しわけであつて、実際はその六條の重油全般に關する消費規正を広く行ふことを目的とす

る法律であるか、この点をお示し願いたいと思ひます。

○石橋國務大臣 この第六條は、水産業などに対する重油についていろいろ問題がございますので、これに對して、そういうせひとも必要だという方面に向つては重油の供給を十分に確保する、また価格も適当に安くする、こういう意味であります。今お話のように重油ボイラーとは直接關係のない事項であります、しかし重油の問題としてここに取り上げられておるわけでありませう。

○内田委員 どうも大臣が大へん正直なお話でありますので、それならばむしろわれわれがこの法律案の表題だけでも修正した方がよい、あるいは表題を突つ張られるならば、この六條は削除した方がよいと思ひます。これはまあだんだんとその話を進めたいと思ひるのであります、大臣のお言葉の中で、農林水産用などの重油を確保するためにはどうしてもこういう条文が必要だ、こういうお話でございますが、私は農林水産用の重油を確保するためにこれが必要だということは、もう一つ別な問題があると思ひるのであります、これは當委員會に付託になっておりませんが、今回政府は重油並びに原油に關稅をかける。今までこれは燃料の最たるもの、エネルギーのもとでありますから、臨時措置として關稅は御承知のように非課稅になつておる。それを今回原油に對しては二%、重油に對しては六・五%の關稅をかけるということをお考えになつて、別の委員會に御提案になつておるようであらう。しかもこの關稅に對しては、農林水産業はむろんのこと、鉱工業その

他全国の需要者から非常に大きい反對があるのではありませんか、この農林水産業者の反對に對しましては、政府はこゝう説明をしておるようでありませう。それは、行政措置をもつて關稅を重油にかけるけれども、水産用の重油には關稅がかからぬと同じように、鉱工業用の重油よりも安い値段で配給するような措置を必ずとつてみせる。つまり關稅のかかるしわはすべて陸上の鉱工業用の關稅にしわ寄せして、行政措置で水産業用の重油は關稅がかからぬと同じようにしてみせるという御説明をなさつておる。そういうことをしてみせるために、この六條のようなものを置かれた。大臣はおそらく部下の局長の方から、これがないとまことに困るのだ、農林水産用の重油に關稅をかけるような結果になつて困るのだ、だからこういうことが必要だということ、大臣はお氣持の広い方ですから、言うことをそのまゝのまれた。ところが、

そういう原油や重油に關稅をかけることが間違ひであつて、あれをおやめにすれば、今大臣が言われたような、農林水産用に安い重油を確保するためにこういうことが必要だということ、言われる必要もないし、この条文を置く必要もないということになるわけでありませう、その事情は大臣一つ正しく、悪いことは悪いこととして、まだ國會で審議中でありませうから、重油關稅をやめることもできる、それをやめればこれも削ることもできる。いろいろの立場の方もありますから、反對の方もございませうが、私は広く、經濟の原理から考へて申し上げるわけでありませう。

○石橋國務大臣 第六條は、關稅だけ

の問題でもございせんが、關稅の方でも水産業に主として使うような重油に對しては關稅をかけないことになつております。B、Cだけかけるといふことになりませう。

○内田委員 大臣はあまりその実態を御承知ない。われわれはいろいろの実態を伺つたり勉強してみたのでありますが、A重油から關稅をはずしまして、決して海上用の重油が全部ははずしてあるということにはならないのであります、これはまたB重油の問題、關稅の問題はだんだんお伺ひいたしたいと思ひますが、とにかく私は六條といふものは、さうな關稅との關係もありません。むしろ政府のお考えは、第六條は一條に持つて行くような法律の建前であるものをこれをしまひの方に持つてきて、頭隠してしり隠さずといふやうなかつたことになつた。そのゆゑに私はこの法律案は非常に重要なものであると考へるのであります。これはまた數字的に見ますと、大體この法律案はすいぶん前にこの委員會に提案をされましたけれども、いかなる理由か、資料らしいものはほとんど一つも配付されなかつた。またまたきょうこへ出て参りましたら初めて資料が配付された。まだ説明を承つておりませうけれども、これには昭和二十九年度大口工場ボイラーの業種別消費実績と書いてあるが、これはおそろくこの法律が施行されますならば、こういうものに対する重油の供給を差しとめたり、あるいはボイラーの石炭轉換を強制なさうとする対象になる數字だらうと思ひますが、この大きいものを見ましても、こういう業種に對して

重油の使用を差しとめるとか、あるいはボイラー轉換を強制されるというところが一體可能かどうか、經濟政策から見ても、それを無理にやつたとしても、この數字の合計額は、昭和二十九年年度の計で、電力を入れました百四十四萬キロワットというところでありませう。ところが私どもが持つておるところによりますと、本年の重油輸入に對する外貨割當の基礎數字といふものは、五百二十萬キロワットの重油を使用する。昨年はおそろく五百三十七萬キロワットといふやうな數字であつたと思ひます。従つて五百萬も六百萬もの重油を使つてゐる中で、ボイラーに使うものは、押えることができないものを集めても、その五分の一、六分の一の百萬キロワットにしか當らない。従つて人が好まないかやうな法律を強行して、この百萬キロワット

、あと小口のものも幾つもないといふことでありませうが、これを押えれば果して石炭合理化の目的を達成するだけの強力なる裏打ちになるでありませんか。あまり裏打ちにもならないのではなからうか。もしこの石炭の強力なる裏打ちをしようとするならば、ボイラーだけではだめだ。ボイラーに使うのは百萬キロワットですから、この半分に押えても五十萬キロワット、従つてボイラー以外の平炉用でありませうとか、あるいはいふの今の今の輸出産業上重油の消費を押えなければ、この法律の所期の目的を達せられないといふ數字的の結論になるかと思ひますが、これは大臣がおわかりにならなければ川上局長でもけつこうであります、大體どういふ數字をこの法律案でねらうのか、何を

を押えるのかといふことを、お配りになつた數字についてその大體のところをお伺ひしたい。

○川上政府委員 今お話がありましたように、昨年度におきましては五百三十七萬キロワットくらい使つております。それから本年度におきましては、五百四十萬程度で押えたいといふふうに考へておりますが、その五百四十萬のうち、ボイラー關係のものは大體百八十萬くらいといふふうに考へております。百八十萬のうちで、今こゝにお配りしましたように、年間二千キロ以上の大口のものにつきましては、約四百萬キロワットといふことになるわけでございますが、私どもの方としましては、この五百四十萬程度の中で、水産關係あるいは船舶關係、これはどうしても石炭が使えないのでありませう、どうしてもこれは重油を使わなければならぬわけでありませう、これが百八十萬程度ありますので、これは何とかして確保してやらなければならぬといふふうに考へております。それからボイラー關係を除きましたあとのものにつきましては、たとへば鉄鋼の平炉でありますとか、あるいはガラス關係なんかにつきましての特定制、そういう特殊なものがありまして、これはまたどうしても石炭よりも重油を使つたならば、輸出關稅あるいはそのコストに對しまして、非常に大きな影響を持つとかいふものにつきましては、私もどうも考へては、どうして重油を使つた方がよいといふふうに考へておるものでありませう、結局百八十萬程度のボイラーの中で、數量需要を除きました大口關係のものを、極力石炭の方に轉換させてい

きたいというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、この中でも先ほどお話がありました染色関係等も入っておりますが、そういうものにつきましては、たとえば立地条件等によりまして非常に転換がむずかしいというような問題でありますとか、輸出関係のものであって、そのボーラーを転換することによって非常に輸出に影響があるというようなものでありますとか、あるいはまたこの染色関係に見られるのですが、どうしても一定の温度を保たなければならぬ、それには石炭ではどうしてもうまくいかない、石油の方でやらなければいけないというような、そういう特殊なものでありまして、そういう意味合いのものにつきましては、私どもの方といたしましては、これを石炭の方に転換を強要するようなことはしないと考えているわけでございます。この百万というものは、本年度において直ちにこれをそういうふうな持つていくという考え方はないものであります。結局におきましては、どうしてもこの程度は転換さすように持つていきたいというように考えているわけでございます。

それからまたこういう法律を出しませんという、結局現在の重油の方に転換するその勢いをどうしても押えていくことができないのではないかと、私の方といたしましては、これは非常に遠慮した法律であると考えているのですが、やはりこの程度で何とかして一つ押えていきたいというように考えているわけでございます。

○内田委員 今川上政府委員からお話がありましたような数字的な資料を、

ぜひ一つこの次までにお出しを願いたいのであります。私が先ほど触れましたこの時限立法は、十年がよいか五年がよいか、考え方がおのずから出てくると思いますが、これを強行することによって、五年後の昭和三十五年あるいは十五年後の昭和四十年には、重油の使用量がほんとうに減って、石炭の助けになることができませんか。五年先、十年先の重油の使用量をどのくらいと想定されておりますか。

○川上政府委員 その数字につきましては、近い機会に提出申し上げたいと思っておりますが、私の方といたしましては、本年度におきましては、五百十萬と、五百十五萬で本年度は行政的な指導をしていきたいというように考えております。これを五百二十萬というのは、五萬程度はある程度余裕を持つておかなければいかぬだろうということ、実際の行政指導といたしましては、五百十五萬で押えていきたいというように考えております。三十年代におきましては、五百十五萬という数字でいきたいのですが、三十四年度におきましては、これまた大体五百十五萬程度というように考えております。それから三十五年度におきましては、五百三十萬というふうな考えておりますが、これは重油だけではなくて、石炭の方も、三十年代が四千六百萬トンから三十五年度におきましては五千二百萬トンというふうなだんだんふえることを考えているのですが、やはり重油につきましても、五百十五萬が三十五年度におきましては、五百三十萬程度というふうな考えております。

○内田委員 今の数字を伺いましても、こういう法律を無理に作られても、そう重油の消費量を押えるわけにはいかぬと思う。ほんとうに気休めのようなことであって、石炭合理化の強力な裏打ちにはならない。これは世界的傾向で、日本だけではないのであって、どうしても安い経済効率のいい燃料を押えることは決してできない。こういうことをなさろうとすれば、また二年か三年のうちにもう一ぺん再転換だということになりはせぬか。この御審議を願うことになりはせぬか。ということをお心配をいたすものであります。それはまただんだんその話を突き詰めて参ることといたしますが、今の二条、三条という条文は、これから重油の専焼ボーラーなりあるいは混焼ボーラーを作つてはいかぬ、あるいはまたそういうものは改造してもいかぬが、しかし通商産業省令に定める一定の基準によるものは、改造しても作つてもいいことになっておりますから、この程度押えるのはまだいいが、今の四条のように、政府が干渉して、政府が重油に転換したものをこの際さらに石炭に転換させるといふことは、すいぶん無理がある。そこでやらなくていいではないか。ことに御承知のように、石炭から重油に転換した場合に、灰を捨てる場所も要らないということ、そこに工場を建ててしまふとかいうことで、もう一ぺん石炭に転換しようと思つても場所がないという工場もたくさんあるそうであります。また資金の問題で、再転換するためには相当の金がかかる。そこで第五条というものが置いてあります、この法律案には、そういう再転換のための資金

については確保に努めるものとするというふうな書いてあるのですが、これは政府がその資金を何か無償でも下さるという意味でありますか。あるいは補償でもして下さるという意味でありますか。第五条は、政府が確保するということですが、どういふことを政府が確保して下さるのか、一般会計の予算にも、特別会計の予算にもこういう予算が載つておつたことを私は不勉強にしてまだ見ていないのであります。が、どういふことをなさるのでありますか。

○川上政府委員 別に助成金を出そうとかそういうことはございません。またあるいは政府が補償するということではございませんが、転換するものに対しては、極力資金のあつせんをするという考えであります。

○内田委員 この条文は、私が法制局の役人だったら決して通さない。あつせんするといふ意味じゃないですよ。政府が確保するといふふうに書いてある。あつせんするといふ意味に読めません。私はこのあつせんについてどういふあつせんをするかいろいろ調べてみました。すでに政府は今日まで参年秋から行政措置でいろいろやつて参つた際に、中小企業金融公庫に申し入れをしていふようであります。中小企業金融公庫から国内の各代理店に何か通牒が出ておるのでありますが、それを讀みましてところが、あつともあつせん文句にも何にもなっていない。ただ政府がこういうことをおきめになつたからこういうことを通知するといふ、何とか要綱を通知しているだけでありまして、おそらくあの程度であれば、第五条は要らない。ほんとう

にあつせんするつもりならば、何か予算措置その他を講じたり何か裏打ち措置を講じなければ、あの今出しておられる通牒をそのまま援用するといふようなことでは意味をなさない。私はこれは非常に大きな問題であると思ひますので、委員各位の御審議のために、私は御注意を喚起いたします。だんだん私の考えも申し述べつもりであります。

それから最後にもう一つ。きょうは私は總括質問でありまして、だんだんこまかい点をこれから申し上げるつもりでございますが、重油外貨割当のこととは先ほどの重油関税の問題と同じように、いろいろの問題があるように聞いております。これもやはり関税をかけるという問題から派生すると思ひますが、水産用の重油を安い値段で確保すること、石橋通商産業大臣が言われたように、水産用の重油には関税はかけないはずだ、こういうことであります。ならば、それをやるためには石油外貨の割当方法を変えてくれという意見が、たとえば全国漁業協同組合連合会等へ起つておるようであります。一体この重油ボーラーの制限法とか、あるいは関税の賦課に関する法律とかいふものを出されるとすればそれと一体をなして、やはり農水産用の重油の割当までも、これは行政措置でありましようが、法律は出ていませんけれども、やはりこれもそのように漁業協同組合等に直接割当をするといふことをお考えになつておられるのかどうか。私はそれはそんなことをしたらとんでもないことになると思ふ。いろいろな業界において直接需要者割当をしてもらいたいということをお言ひになると





それからデフレの関係がありまして需要の方がわれわれが最初予想した数字よりも少なかったことは事実でありますけれども、やはり行政指導がある程度のブレーキをかけて、そうしてその五百三十数万ということでおさめ得たのではないかというふうに考えております。私の方としては、最近においてはさらにまたこの需要が非常にふえておりますので、どうしても従来の行政指導ではなかなかやりにくいというふうに考えるわけでございますから、やはり何とかして法律の裏づけによつてやらなければできないのではないかと

○長谷川(四)委員 第六条にある緊急な用途——緊急とはいずれを指すか、これをお答え願いたい。

○川上政府委員 これは緊要と書いてありますが、緊要な用途というのは、

たところなんです。大臣が何も知らぬうちに、事務担当官が自由に値段だとか、数量だとか、今局長が言ったように、不必要と見る。一事務担当官がそれを見ただけでもつてそれが行える。

私はこういう法律を作つて、こういう  
条文を置いてやらなくちゃできないじ  
やないかというふうに考へているわけ  
でございます。それからわれわれは、  
こういう条文を乱用するといふ考へは

毛頭持っておりません。先般漁業用のA重油についてある程度の値下げをいたしまして、これを行行政指導でやりましたときも、非常に大臣お忙しい時分でございますが、ちゃんと大臣に御相談申し上げまして、大臣の御許可を受けて措置をとっておりますし、四条、五条につきましては、やたらにやるわけじゃございませんので、十分大臣の御決裁、御許可を受けてまして、われわれはやうと考えております。

○長谷川(四)委員 たくさん質問があるので、ちょっと時間があるので、あとは総合エネルギー政策要綱等に關連して行くことにいたしまして、私の本日の質問は打ち切ります。

○田中委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、残余の質疑は午後引續いて行くことにいたします。

この際念のために申し上げます。石橋通産大臣は、参議院予算委員会出席の予定がありますので、午後の会議は正一時より開きます。質疑の通告者及び政府委員は、定刻までに御参集をお願いします。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時二十二分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案について質疑を続行いたします。永井勝次郎君。

○永井委員 本法案の目的が明確になつておらないのであります。明確というよりも、全然目的が提示されてない。先ほど各委員から質疑がありましたが、本案の目的、性格についてや

はりつきりとしておく必要がある。これは石炭鉄業の長期安定をはかる、こういう立場で電力あるいは油の総合燃料に關する一つの計画を立てて、その一環として重油の規制という本案が生まれてきたのであるかどうか、そうして本案がそういう形で生まれてきたとするならば、これらのエネルギー資源は基礎産業であるから、これに對する日本の産業構造なり、あるいは今後の組み立てに對しても、計画的なものが推進されなければ、石炭、油、電力、こういうものだけが計画的な一つの内容を持つて、これの關連する諸産業が投げっぱなしであるということになれば、木に竹を懸いだやうなものであつて、この基礎産業がこの案に示しているように計画的に動かない結果になる。従つてこの案の性格はどういうものであるかということをも一つ明確に伺つておきたいと思ひます。

○石橋通産大臣 これは今御質問の中にすでにありましたように、総合的に燃料政策を立てたい、その総合燃料政策の一環であります。むしろこれはまた例の経済六カ年計画の中の一つになりますから、あの中にも燃料の問題は織り込まれておるわけでありまして、すなわちあの計画を遂行するために必要な燃料あるいはエネルギーの計画、こういうわけでございます。その中の一つとして、石炭合理化法案の御審議をなさつておられるし、その一つの裏づけとしてこの重油ボイラーの規制の問題が考えられたわけであり

○永井委員 そういたしますと、この法案は総合エネルギーの計画化、こう

いうことが重点であり、性格である。そういたしますと、これを十年という期限立法にいたしました根拠はどこにあるか。たとえば石炭鉄業は、五カ年で石炭の合理化を完成する、そういったものと、これで日本における油、石炭、電力の総合エネルギーの基礎産業の安定はできるんだ、こういう見通しに立つて、あとはこれは野放しにしても、日本の石炭あるいは電力は、十分油に對してひとり立ちで對抗できる、こういう条件が成熟するといふお考えであるかどうか、そういうお考えであるとするれば、十年後の展望としての油と電力と石炭の価格の關係、それからこれらの基礎産業が日本の産業の中に占める地位といふものを明確にしたいだきたい。十年後にこういうふうに解除しても、油と石炭の關係は、これでも安定した条件の確立ができるんだ、こういう前提に立つた期限立法でありますから、十年後のいろいろな実相といふものは大体展望して、計算済みであると思ふから、これを伺ひたい。

○石橋通産大臣 変化が非常に激しい時代でありますから、十年後のことを的確に予想することは申せないと思ひますが、大体石炭の合理化法案は五年ということになっておりまして、これによつてその効果が上るのは、その五年たった一五年中も上りますが、ほんとうの効果が上るのは、それからなお若干あとに延びる、こういうふうな關係から、重油の問題については一応十年ということにしたわけでありま

す。見通しについては、昭和三十五年

くらいまでは一応立ておるのであります。○永井委員 この法案によつて現在規制しようとしているのは、消費量であります。量の關係だけであつて、価格の關係は、全然この内容に入つてきておらないわけでありまして、十年後にこの法案をなくしてしまつて、そのときに油と石炭の關係を規整しないでも、十分国内石炭が油に對抗していけるんだといふ、この価格の安定とつり合いといふものの大体の展望ができていなければならぬ。それがなしに、ただ十年であつてこのくらいだろ、こういううめくら算用でやつておるのか、何十年といふものには根拠があるのか、そのときにおける価格の關係はどうなのか、これを一つ伺ひたいのであります。この法案ではそういう關係が伺ひたいのであります。

○石橋通産大臣 この法案の中の価格の問題は、先ほども論議になりました第六條の中にあるわけでありまして、第六條によつて価格の問題も相當の指導をするということになっております。なお石炭その他との価格のつり合いにつきましては、石炭合理化五カ年計画が完了した場合の重油と石炭との価格のつり合いについては、計算がござい

ますから、これは政府委員からお答えをいたさします。○齋藤(正)政府委員 十年後の価格につきましては、現在推定いたしました資料がございせんが、石炭關係の法律に關連しておきましては資料の中に掲出したおききましたが、現在の値段と、それから三十四年度における

値段と、油と比較したものがござい

す。それによりまして、現在では京浜、阪神といふふうな、石炭の生産地以外の消費市場では油の方が安い。しかし合理化が完成いたしますと、こういった消費市場の石炭の方が安くなるということになっております。そうなりますと、この法律が矛盾、摩擦なしに執行できるやうな状態になる、こういうふうな考へております。

○永井委員 石炭の問題は別の場合にいろいろ論議したいと思ひますが、五カ年後に二割コストの引き下げを行う、そうすれば油よりも石炭が安くなるというやうな夢物語は、また後刻問題を現実におきおろして論議をしたいと思つております。そこで、石炭と油の価格のつり合いといふものをどういう形によつて行おうとするのか。第六條にはいろいろなことを何していただけますけれども、これは正確なものじゃない。ですから、たとえば油の關係には関税をかける、あるいはいろいろな消費税をかけるといふやうな形で消費価格をつり上げていく。それから石炭の關係においては、合理化によつてこれを引き下げる。石炭を下げ、油を上げて、そしてここで価格の調整をはかつていく、こういうやうな措置を講ずるのか。油はそのまゝにして置いて、石炭だけを合理化によつて引き下げてつり合いがとれると考へておるのか。その辺の、油と石炭との価格關係についての計画を伺ひたい。○川上政府委員 今先生からお話がありまして、現在におきましては、特に消費地におきましては、何と申しまして石油の方が割安でありま

すし、かつまたいろいろな能率的な問題からいいますと、やはり石油を使った方がよいという点もありません。で、私どもの方としては、この法律によりまして、一面ボーラーを石炭の方へ転換させると同時に、価格の面におきましては、B、C重油につきましてある程度関税をかけた上で、そして石油の値段を引き上げて、現在の石炭との価格の調整をはかりたいというふうに考えまして、別途重油の関税をかけることにいたしておるわけだございまして、B、C重油についての価格につきましては、大体関税をかけることによりまして五百円ないし六百円くらい引き上げるのじゃないかというふうに考えております。

○永井委員 先ほど大臣は、油の関税についてはいろいろ国内生産のコストの問題もあり、貿易市場におけるコスト引き下げのいろいろな状況からして、これをできるだけ抑える、上げないようにする、そういう万般の措置を講ずる、こう答弁されたのであります。が、現在の日本の市場における油の価格というものの対して、大臣はどのようにお考えになっておられるか、これを伺いたい。

○石橋國務大臣 それはお話のように確かに若干の矛盾はあります。これは全般を考へてやるよりほかはない。しかしB、C重油に関税を課する結果が各産業にどういった影響を及ぼすかということも、一応計算をしておりますが、その程度ならば、そうコストに大いなる響きを来すというふうには実は考へておらないのであります。これは石炭との競争上、石炭が少し使われる、有利

になるというところは確かにあります。が、しからば関税をかけたために、それぞれの産業のコストにどれだけ響くかという点、それは大きなものではなないというふうに考へております。

○永井委員 矛盾があるところではなくて、大きな矛盾がありますし、また現在の油の価格に対する考へ方にも、大臣は正確にこれをつかんでいないのではなないか、こう思うのであります。一九五五年の三月十七日の西ヨーロッパにおける石油価格というところで、国連欧州経済委員会が発表しております。これによると、日本に現在輸入されておる油——中東ものが八割からを占めて、ほとんどでありまして、この原油価格がどのくらいかという点、一キロ四百五十円か、あるいはセリア種なんかで九百円くらい、四百五十円か九百円程度の原油の価格のものを日本に持つてきて、それが消費の面においては一万三千円前後、こういう価格で売られておるのであります。もちろんこの間には船運賃も入りましよう、諸掛りも入りましよう、あるいはいろいろな関税というふうなものも入りましようけれども、何と申しましてこれは売手市場であるというふうな考へ方から、量的には少いにしても、油資本家のいい食いのものになっているのではないかと、こう思われるのであります。これらに對して大臣はどういうふうにお考へになつて、総合エネルギー資源の今後の運営の上から、燃料資源の中に置いて油というものをどういう地位に置いて、そしてこれをどういうふうな処理しようと思つておられるのか、基本的な油に対する態度、考へ方を伺いたい。

○石橋國務大臣 御承知のように、油は現在においてはほとんど全部外国から輸入してゐると言つてよろしいのであります。今、この価格のことはいずれ政府委員からなされるだけのことでは申し上げますが、私どもとしては、この石油も、これは国内産ができるなら国内産油をもつてふすべきだ、また海外においてもできれば日本自身が開発し得るようなところを探して開発して、この油の値段も、日本のものとしてまず安い価格のものが出来るようにすべきだ。これは大ざっぱな議論であります。が、現在日本の四千二百萬トンがらみの石炭が国内で消費ができないという一統経済状態は、どこかに間違がある。私は今後われわれの経済政策を強力に推進してつて、そして石油の方面も、あるいは石炭の方面も、もっと消費が増すべきものである。この経済六カ年計画においては増すように計算をしておるわけでありまして、ですから、石油もむろん一応は規正しますが、今後の消費は漸次ふえます。同時に石炭もふえる。しかしながらできるだけ国内産のエネルギー資源を育成し、これの使用をふやしていききたい。外貨を必要とするところの現在のような石油の輸入は、必要最小限度にこれをとめるのが、現在の日本の国策としては適當である、かように考へております。

○永井委員 大蔵省から見えておりますから、一つお尋ねいたします。油に對する関税は年代によつていろいろの動きはありましようけれども、明治三十年以来ずっとかけている。二十六年になつてから、改正関稅定率法

が公布になり、當時朝鮮事變で非常に船運賃が上つた。當時USMCに對してプラス六十、從つて一キロ三千何百円かの船運賃、こういうふうになつた。これでは国内の消費価格に大きな影響を与えるからというので、これはとらないというので関税を中止した。從つて一年刻みでやつてきた。一年刻みで関税をとることをやめて来たのは、當りまえのことだ。関税をとることによつて消費者価格が非常に上つて、トラック業者が困る、あるいは水産業者が困る。こういう消費面から盛んに関税反對という運動が起つてきてゐる。明治三十年以来ずっとつてきたものが、今船運賃が非常に高くなつたためにこれを中止してゐる。今どうかというので、USMCに對してマイナスイキロについて一四五、今、船運賃が一キロについて一四五、六百元程度であります。昭和二十六年から比べますと、二千元以上の船運賃の値下りになつてゐる。こういうふうな船運賃が値下りをしてゐるのであるから、二十六年に関税を中止した當時の条件とは非常に變つてきてゐるのだから、當然もつと早くこれは復活してもよろしい、こういう条件であらうと思ふ。それが、今、A重油に對しては無税にする、あるいはBとCの重油に對してだけおつかなければならないと考へてゐる。こういうふうな態度に出ていることは、一統経済的な根拠によるのですか。やはり国際的な油のカルテルの資本の前には日本の大蔵省や官僚たちが屈して、こういういくじのないことをやつてゐるのか。これは大蔵省の方から伺いた

と思ひます。

○本谷説明員 ただいま御質問のありました石油の関税についてでございますが、石油の関税、その中の重油、原油、そういう面につきましては、今お話がございましたように、昭和二十六年の関税一般改正において、一割の関税がかけられました。ところがその當時の事情としては、そのとき直ちにその一割の関税を実施するのは、各般の状況から見て悪影響があるということ、国会において一カ年間関税を免除しようということになつておりました。自來今日まで續いてゐるわけですから、その免税は六月一ぱいに現在なつております。七月以降のことについてどういふふうにするかということにつきましては、政府部内において十分慎重審議いたしまして、ただいま山局長からもお話がございましたが、B、C重油に對しては六・五%、A重油は主として水産業方面に使われておりますから、その影響等も考へまして、免税を續けようということに決定し、ただいま法案を国会に提出して、大蔵委員会でも目下審議中でございます。

○永井委員 おつかなければなりませんが、昭和二十六年六月の船運賃は四千九百円、現在の船運賃は千七百円で、三千円以上船運賃だけで下つてゐる。當時関税を一割かけないという理由にいたした船運賃が、こういうふうな値下りによつて根拠は何もなくなくなつてゐる。それでは国内における油の価格が船運賃の値下りだけ下つてゐるからというので、ちつとも下つてない。かえつて油の値段が上つてゐる。こういう条件の中で関税を復活し、関税をかけることになせびくびくするののか、その理由を伺いたい。一割をかける

定率法にあるのを、〇・七五をかけるとか、あるいは二〇〇程度をかけるとか、遠慮しなければならぬ経済的な根拠があるなら、それを示していただきたいと思ひます。

○川上政府委員 決しておつかなびつくりでやつておるわけではありませんが、関税の従来けなかつたものの中で、ガソリンについて申し上げますと、ガソリンは、現在ガソリンの消費税が相当額かかっておりますし、また今回二千元程度さらに上げようという問題もありますので、これは関税をかけなくてもいいじゃないかという問題があるわけでありまして、

それから重油につきましては、A B Cとありますが、A重油につきましては、先ほども申し上げましたように、ほとんどその大部分が漁村関係でありますので、これは零細企業者の関係から、A重油の価格を関税をかけて上げるとすることは非常に困るではないかと考えまして、A重油には関税をかけない。B、C重油につきましては、B重油の中である程度は水産関係もありまして、工場、陸上用が相当ありますので、B、C重油は陸上関係であり、かつまた石炭との競合が相当ありますので、これはある程度かけてもいいではないか。しかしながらたとえば鉄鋼関係とか、そういう方面に對しましては、影響も相当ありますから、行政指導によつて、そういう方面にはそう値上げがないように、これは石油業者の方で極力吸収してもらうように行政指導をし、また石炭の方へ転換してもらいたいという方面に對しましては、値段が関税をかけた分だけ上げてやむを得ないからというようにすることで

行政指導をやつていきたいと考えております。それから灯油につきましては、農村関係が相当ありますので、これはまた現在のところ関税をかけることはどうかと考えているわけでございます。軽油につきましては、同様な意味があるわけでございます。それと石油の品種によりまして、これはかけない方がよい、これはかけない方がよいというふうに取り捨選択をいたしまして、現在B、C重油だけにかけよう。それから原油につきましては、B、C重油に該当するものだけ二〇〇の税をかけようというにいたしたわけでありまして、決しておつかなびつくりで一割関税をかけるということにいたしましたわけではございません。

○永井委員 長々と減税をしてかけるという弁明的な、申しわけのな答弁をする必要は私はないと思う。出以上は何か理由はつくるのですから、一応の理由はつくるのです。私は経済的根拠を示せというのです。現在日本に入っている原油は、CIF価格で六千五百円あります。六千五百円のCIF価格のものをいれて、この中から精製してどれだけ出るといへば、ガソリン二八％、灯油が八％、軽油が九％、重油が四二％、潤滑油が七％、その他自家燃料及びブロス、こういうものを六％と見まして、この精油過程によつて六千五百円の原油が日本の国内においてどれだけ価格に売られているかといへば、一万三千円という価格に売られている。倍になつてゐる。精製加工の過程だけで六千円以上の利潤をかせぎ出している。これだけ暴利をむさばっている油に對して、これを上げれば消費価格がこれだけ上がるからといってこ

れを何パーセントにする。一〇〇の関税をかけ、消費税をかけることを何のためにびくびくするの。その経済的な根拠を私は聞いてゐる。局長から、今度かけましたのは重油はこうだ、諸般の事情というふうな抽象的な理由を聞く必要はない。こういう精製過程でどれだけ加工費がかかるか知りませんが、原油にいたしまして、先ほど申しました通りに、中東ものは四百五十円あるいは九百円、こういう原油になつてゐる。これは何も油の反対側から言つておるのではなくて、国連の経済委員会が国際的に発表しているものですから、これは根拠があるものでありまして、これだけの原油のものを持つてきて、しかもテキサスの価格でここへ運んできて、原油でも大きくもうけておる。原油で大きくもうけたばかりでなく、国内において精製過程で倍も、一キロについて六千円以上ももうけておる。そういう暴利をむさばつておる。しかも昭和二十六年から比するならば、船運費がUSMCに對してマイナス三五にも四五にもなつておる。こういうような状況の中で、なぜこんなに遠慮してびくびくして課税をしなければならぬのか。その政治的な根拠ならびに理由があるでしようが、私は経済的な理由がどこにあるのかということを開いてゐる。大臣から伺ひます。

○石橋國務大臣 その経済的理由は、今局長が申し上げた通り、各方面に對する影響を考えたということであり

○永井委員 影響を考えたのならば、これは、油の国際カルテルの力の前に石橋通産大臣は情なくも屈した、こう

いうふうに了解していいだろと思ふ。経済的な根拠は、諸般の事情といつたつて、こういうふうな暴利をむさぼつてゐる。だからこういう条件の中

で関税は取る、一〇〇なら一〇〇かけべきである。またヨーロッパの各国でも、目的税は相当多額な課税をしておりまして、そうしてそういうものを取つて、それを総合燃料対策としての立場で——日本には石油の資源がないのでありますから、油の方の資源開拓のためにもこれを投資すればいい。総合燃料開拓のため、石炭合理化のための一助としてこういうものを使つたらいい。こういうふうな油の国際カルテルの前に屈して暴利をかせがしておいて、税金を取らないで、そうして税金をかせげば消費者価格が上がるのだというふうな、こうした逃げ口上で間接に油資本の独占利潤を日本からしほり上げさせているということ、私は許されないと。戦わなければいけない。関税なり消費税なり、こういうようなものを高額のものをかけるだけではないに、通産大臣として通産大臣の発言権は相当大きいのですから、しかも今石炭の合理化ということをして油と戦おうとしておる、こういう一つの門出に當つてどれだけ決意を持つてゐるか、伺ひたい。

○石橋國務大臣 それは、関税をかけたそれが製油業者なりあるいは原油の輸入業者なりに転嫁されるものならお説の通りであります。今の日本の状況では残念ながらそう参りません。そこで関税をかければそれは消費者に大部分が転嫁されるものと見なければなりません。とにかく日本の石油と

いうものがもつと国内産がふえるとか、あるいは海外からの石油にしましても、もつと競争が増して、そうして原油が下るといふ情勢が起るまでは、ここで関税をかければ、やはり日本の国内の石油の消費者に転嫁されるものと考えなければならぬから、われわれとしてはそういう観点から関税も考慮したわけでありまして。

○永井委員 大臣の言うように、これに對抗するある程度の国内資源が出たということなら、永久に戦えませんが、それを出すためにも目的税を取るべきだ、関税を取るべきだ。ドイツでもそうやつてゐる。イギリスでもやつてゐる、フランスでもやつてゐる。日本はど関税を取るのを遠慮し、消費税を取るのを遠慮してびくびくやつてゐる国はどこにもありません。それだから自然消費価格、消費量の面において制限がやつてくるので、やはり石油業者が負担すべきものはその負担を自分の方で持ち込んでいく、こういう形になる。そういう過程を通して石炭の合理化というものが進んでいく。ただばく然とこういう力だけで高からう、能率は悪からう、悪くてもこの法律の力によつて油を使わないうで石炭を使え、こういうことをやりながら、その裏づけになるいろいろな油と對抗していく石炭の価格の問題を、このよう行政指導でやるというふうな、その行政指導力がどれだけあるかといふと、油の関税一つかけることができない、あるいは目的税一つかけることができない、国際カルテルの前にひき屈してしまふ、こういういくじのない政府当局の行政力というものに期待してはだめで

す。だからやはり国民の大きな力によつて国際油のカルテルの力と戦つていくんだ、それは現在の力は弱いでしょうけれども、一つ一つ問題がどこにあるかというところをはつきりさせながら、トラック業者あるいは水産業者が、今までの政府のやり方——関税をかけた消費税をかけることは政府のやり方がいけないんだといつて、こちらの方にはこを向けてるが、ほこ先はこちでなくて、油の精製業者に向けないといけない。精製業者はこに五〇%以上外国資本によつて何してあるのだから、これに對して戦わなければいけないというように、はつきりとほこ先を向けさせなければいけない。ところが油の業者が日本の消費者をおだてて、そこから運動を引き起して、そうすると消費価格が上がるからという、そういう問題の分析の仕方や把握の仕方をとり違えて、当面のことをすることにきゅうきゅうとしておるといふ、こういうやり方では石油の合理化も進みませんし、油の問題の解決、日本の総合エネルギーの開発の問題なんかも解決できるはずはない。私は情ないと思うのでありますが、一つこの辺でふんどしを締め直して立ち上るといふ御決意があるのかどうか。これはやはり石油の問題と関連して、われわれは次の問題をいろいろ論議していかなければならぬのですが、法律の力によつて油を使うな、こういうことは簡単にできませんけれども、使うなというからは、政府は政府でそれらの裏づけとしてこういうことをやるんだという、こういうことを合理的に国民が納得できなければ死文になつてしまします。これは実行できないもの

になつてしまします。でありますから、私は現在出発しようとするエネルギー総合開発計画というものを軌道に乗せるために、真剣にやらなければいけないと思ふ。十年計画だ、五十年計画だ、総合経済六十年計画だ、ああいう作文を書いて一時を糊塗しておればよいという頭迷な現内閣に對しては多くは期待できませんけれども、こういう法律によつて国民は犠牲を受ける、ボイラーの転換をする、何するといつて、非常な経済的な打撃を受けるのでありますから、私は十分に政府は責任を感じてこれらの問題と取組んでくれないといけないと思ふのであります。これに對して通産大臣の決意を伺いたい。

○石橋國務大臣 永井君の言われるようにに割り切つて——あなたの説はつまり価格の上でもつておのずから規制が行われる、それが反作用をして精製業者あるいは原油の輸入業者に反省を促すようになる、こういうお説であります。これは私は急激にやるべきものではなから、国内の一部の産業界、石油を使つてゐる方面に非常な混乱を起して、その混乱の結果、やがて常態に戻される、こういうことになりまから、実際に毎日の行政を担当しております政府としては、そういう大胆と申しますか、急激な処置は、いかなる内閣においてもとりにくいものと思ひます。お説は非常に傾聴すべき点があります。これはやはり時を置いて、相当徐徐にやらなければならぬことだ、かように私どもは考へております。

○佐々木(良)委員 午前中からこの法律に對する一般的な質問がたいぶあつたわけでありまから、私は、時間の許される限り、この法案の一般的な前提をなしてあります問題について伺ひをしたいと思います。

御承知のように、從來経済立法といわれる経済政策に關係する法律は、まことに慎重を欠いて立法されて、そしてそれがまた非常に慎重を欠いて改定されるがために、わが国民経済への影響が大きいものであります。私過去参議院におりました際におきまして、その点をきわめて強く感じたのであります。今問題になつておりますこの重油ボイラーの制限等に関する臨時措置法案につきましても、先ほど来各同僚から次に質問がありましたように、まず第一に私はこの提案が非常に不準備な、あるいは複雑な形で提案されておるような気がいたしまして、まことに遺憾に思つております。御承知のように、本来こういう計画、立法の提案につきましては、当然第一番目にその経済政策的な裏づけがはつきりとしておるはずであります。第二番目には、こういう立法をして、それを施行するに當つての行政措置の準備がはつきりと完了しておらなければならぬと思ひます。私はまず法案の裏づけとなるべき政策的な裏づけと、それからこれを実施するに足る行政的な準備が完全にできておるかどうかいふ点、その二つを大わけにいたしまして質問をいたしたいと思ひます。先ほど来の同僚からの質問で明らかになつておりますように、本法案が重油ボイラーの制限等に関する臨時措置

法案という名称にかかわらず、重油の實質上の消費規正法でありますこと、大体大臣も認めておられるようであります。従ひまして、この裏づけが先ほど大臣みずからお話になりましたように、せんだつてざつと説明をお伺ひいたしましたところの、総合燃料対策が裏づけになつておるの、総合燃料の必要上立案をしたのだというお話からも明らかと思ひます。従ひまして、私はまず第一にこの法案の条文を整理してみます。総合燃料対策を整理して、今こういう法的な問題を政府として提出するに足るほど熟してあるかどうか、この点をまずお伺ひしたいのであります。従ひまして、私の質問の第一は、総合燃料対策それ自体の熟し方にあるわけでありまから、通産大臣にあるいは審議庁長官が知りませんけれども、要するに政府は閣議で了解になつたと聞きますところの、この総合燃料対策の裏づけになつております、今お配りを受けた資料の「各種エネルギー供給見通し」といふのがありますが、この数字と今日国会を通じて盛んに問題になつております経済六十年計画といふものとの数字の関連につきましますお伺ひしたいと思ひます。大体この数字は見合つた方針で立てられておるものであるかどうか。

○川上政府委員 これは大体見合ひした数字で作つております。若干細かい数字は違ふ点もあると思ひますが、これは経済六十年計画と大体対照いたしまして作つてある数字でございます。

○佐々木(良)委員 経済六十年計画は、商工委員会に配られた資料が御承知のように最近修正計画というやうな計画で修正されたと思ひますが、まだその修正された資料は私どもの方に配付されておられません。予算委員会が何かに配付されたものであります。われわれのこの委員会には配付されておられないので、至急経済六十年計画の修正された、あるいは修正計画と稱するものです。お配り願ひたいと思ひます。今大体その数字が見合つておるというお話でありますので、私はお伺ひをいたしたいのであります。数字がいろいろありますからこんがらがらりまして、もしどこかにえらい見當違ひがありましたら御指摘を願ひたいと思ひます。当初計画によりまから、鉱工業生産指数が二十九年から三十二年に對して一三二・五というのに對し、エネルギーの総合指数は一二六というふうになつてゐるうちに私も計算したわけでありまから、数日前に配られた計画によりまして、これを修正して當てはめてみますと、鉱工業生産指数がぐつとふくれまして、一四一となつており、エネルギーの供給指数の方は一二一・五と、前よりも減つてゐるやうな数字になつてゐると思ひます。この数字は、少々狂ひはどうか知りませんが、経済六十年計画の当初計画と今度の修正計画との修正の意味と、鉱工業生産指数とエネルギーの供給指数とは大体並行しなければならぬと思ひますが、私の見たのが間違ひでなければ、これはどういふわけで完全な逆行を示してゐるのか、お伺ひをいたしたいわけですが。

○松尾政府委員 ただいま御指摘のございました一三二・五と申しますのは、

これは前に閣議了解で決定いたしました昭和二十八年度を一〇〇としたしまして三十五年度にだけ伸びるかという計数で、御指摘のように一三二・五になつております。これは当時といましては、二十八年度を基準にして、つまり二十九年度の実績を十分把握できなかったものでありますから、二十八年度を基準年次として三十五年度の伸び方を見たわけでありまして、今度修正と申しますか、前記三カ年の年次別構想の計数を出した際には、すでに二十九年度の実績が大体確定いたしておりますので、今度は二十九年度を基準年次として三十二年度までの伸びを出した。その辺で、たゞいま御指摘のように、前の数字は二十八年度から三十五年度に伸びておりますが、今度は二十九年度から三十二年度まで伸びておりますので、その辺の計数は当然食い違つて参るわけでありまして、それから第二の点といたしまして、

今度の年次別の際には、エネルギーだけの伸びという特別の計数は出しておりませんけれども、通産省の方で今資料として配付されておりますエネルギーの見直し、これと六カ年計画なり前記三カ年計画のエネルギーの伸びは、若干の計数の食い違いはありますけれども大体計数は合っているわけでありまして、それと比較いたしまして生産の伸びに比べてややエネルギーの伸びの方が低いという点は、これは計画全体として従来もそういう指針の伸び方に相なっております。

なお先ほど鉱山局長から御説明いたしましたけれども、今度の、現在提出されております経済六カ年計画そのものも、まだ最終的な数字というところ

までいつていないものでありますので、これらの点は、エネルギーの個々のケースについても、計数の点の整理あるいは最終的には検討をしなければならぬ問題があると思ひます。

○佐々木(良)委員 今のお話ですと、私の言ひましたのは、その出発点が二十八年度になつてゐると二十九年度になつてゐるとの相違だ、こういうお話ですか。

○松尾政府委員 前段の点はさうでございます。

後段の点は、同じく前期三カ年についてエネルギーの伸びが低いではないかという御指摘があつたようでございますが、これは全体において、鉱工業生産の伸びに比べても、エネルギーの生産の伸びは大体やや低いところであつたが、合つて考へております。

○佐々木(良)委員 その数字はまたあとで検討することにいたします。ただ配付された資料の数字を――先ほど言ひましたように、この法案は総合エネルギー対策を裏づけとした立法でありますから、その総合エネルギー対策の裏づけをなす数字が明らかでない限り、私はどうしても審議を十分に進めることができないと思ひます。なるべく早くこの数字を整理して御提出を願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、これは純粋質問であります。どうもわからないのであります。各各種エネルギーの供給見通しという表の中で、二十八年度というのは実績だろうと思ひます。この二十八年度の全部のエネルギーを総合計したものが、一億四千四百六十六万トンという石炭換算になつてゐる。また、最初の経済六カ年計画によりまして、どう

見てもそれが同じ数字でなければならぬのが、一億一千八百六十三万六千。それから今度の修正計画と称するものを見ますと、やはり二十八年度が一億七千八百四十四万一千。次の計画は、少

少の数字は違つたといつたとしても、その五カ年計画なり六カ年計画なりのスタートになつてゐる実績の数字が三つあるが、三つとも違つてゐる感じがしてしようがないのでありまして、私はこの二、三日来質問しようと思つて居る数字を検討してみても、どうも理屈が合わないものであります。大体全部今整備してあるのですが、今言ひました三つの数字は、照らし合せて提出されたものでしょうか。

○中野説明員 私から便宜お答えいたします。今の御質問は、二十八年度のエネルギーの総量が一億四千四百六十六万トンという数字が、今まで経審あるいは資源調査会等を出している数字と食い違つてゐるのではないかと御質問だと思ひます。これは石炭換算にいたしました場合の換算の率等についていろいろな案がございまして……

○佐々木(良)委員 ちょっと発言中ですけれども、時間の都合で、いろいろ長い御説明はいたさないのです。要するに、同じ数字から出発しているのか、三つ出ている資料は、換算の数字は別でも、スタートは同じかという結論だけ聞きたい。

○中野説明員 スタートは同じです。ただ石油製品のところ、今までの数字は輸入された原油を全部そのままエネルギーとして計算してゐる。ところが正確に申しますと、これは原油から生産された石油製品の量でございまして、しかしこれがエネルギーとしては

実際国内で消費されるということになりますので、われわれ通産省の方では正確を期する意味で、国内から生産された石油製品と輸入された石油製品というものの合計で総量を出してゐるというふうな関係で、通産省で出しましたエネルギーの総量の方が、今まで資源調査会を出してゐますものよりは幾分低いということになつております。しかしその基礎になるデータはみな一致しております。

○佐々木(良)委員 私はどうもわかりません。これは一致していません。どういふお話か知りませんが、私も三つの数字が、出した三つの数字が全部違つてゐることは事実であります。ややこしければ言つておきますが、一つの数字は一〇七八四一、もう一つの数字は一八六三六、もう一つは一〇四八四六という数字になつてゐる。従つて、何か換算の理屈があるかもしれないけれども、われわれ頭の粗雑な議員に勉強さしていただくに、こういうわけのわからない数字を出されては非常に困るのであります。それが一番權威があるというならば、それを整理して全部修正していただきたいと思ひます。

それからもう一点この数字についてお伺ひしたいのは、この経済六カ年計画の各種エネルギーの見直しと、それから今度の各種エネルギー供給見直しという数字と、もう一つ昨年の末にできましたエネルギーのものであります電力五カ年計画という数字で、この電力五カ年計画という数字も経済六カ年計画という数字にマッチいたしておりますか、あるいは経済六カ年計画によつて電力五カ年計画の方が今度は修正され

るようになっておりますか。

○松尾政府委員 ただいまお話しのことになりました点は、基本的には全部一致しておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、計数の若干の点に食い違いがあるかもしれませんが、これは六カ年計画そのものがまだ最終的な計数のものになつていないのです。現に、三十二年度までの年次別計画を今度出しましたけれども、これは当初に出しました六カ年計画のときの三十二年度目標とは若干数字を訂正いたしております。そういう意味の訂正が今後とも起るであろうという意味で計数の若干の食い違いがある、こういう意味であります。

それから後段の電力の点は、これは御承知のように電力は開発五カ年計画があるわけでありまして、その目標とするところは、基調は一致しておりますけれども、三十五年度の目標という、六カ年計画というところの、一年の計画の差のところは若干計画を延ばしたような部分もございまして、目標の計画数字はもちろん一致しておるわけでございます。

○佐々木(良)委員 六カ年計画と、それから各種エネルギー供給見直しという数字を中心とする総合燃料対策の数字との比較は、次回はつきり対比しながら一つ一つ順を追つて進めていきたいと思ひますが、ただ直観的に感ずることは、最近修正された計画は、自由党からの修正案の意向も盛られて、どうも石橋通産大臣の最も得意とされる拡大均衡への数字が加味されてゐるように見える。ところが、エネルギーのもとになります電力の方はあまり延ばされないことが明らかだったので

ありますから、従って、エネルギー供給力の指数とそれから鉱工業の生産指数とが並行線をたどらずに逆に行くようなシェーレをなしているという感じを率直に受けたわけでありまして、これは別の機会にはつきりとその内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、数字は全部今試算中あるいは整理中というお話しでありますけれども、総合燃料対策というものは、これはどうしても長期資源対策という性格を持たなければ全然ナンセンスだと思ひますけれども、この点一つ感じを通産大臣からお伺いしたいのであります。総合燃料対策というものは、短期の、つまりカンフル注射的な性格を持つものであるか、あるいは長期資源対策の性格を持つものであるか、大体いすれを考へておられるか、お考えをお聞かせ願いたい。

○石橋国務大臣 申すまでもなくこれは長期のものと思ひます。

○佐々木(良)委員 当然長期の資源対策でなければならぬと思ひます。長期の資源対策でありますという、一番計画が長期性を要するのでありますし、そうしてその中心をなすものは各種のエネルギーの構造的な配置をどうするかというところが一番中心だろうと私は思ひます。従ひまして、時間がありませんので、通産大臣の各種のエネルギーの構造的な配置に対する直観的な御所見をお伺いしたいと思ひます。たとえばこういうことです。石炭資源はやはり従来通りの燃料を中心として使うことを重点とするのか、あるいはその他の使い方を重点に置くのかという考え方のようなものであります。

○石橋国務大臣 石炭はむしろ燃料と

してもなお大切のものと思ひますが、しかし、たとえば低質炭の発電とか、あるいは製塩に用いるとか、あるいは石炭化学という問題も起つております。それらのものもむしろ取り入れて参りたい。しかし石炭化学のごときは、まだこれから発達する工業でございますから、現在のところ石炭の需要量を石炭化学によつてこれが非常にふえるということにはなつておりませんけれども、石炭化学まで取り入れて考へておるわけでありまして。

○佐々木(良)委員 私はこの前電力問題のときにもお話しをしております、通産大臣は大体私の意見に賛成される。ところが現実提出されておる、たとえば三十年度の財政投融資計画は、今言われたのと全然逆になつておるのではないかと、まさにその通りということになり、妙なことになつてと思ひます。今度の場合におきまして、石炭資源は大事な資源でありまして、大事に使うということ、それから同時に工業原料の方になるべく伸ばしたいというのが従来の考えだつたと思ひますし、私もそうだと思う。ところが今の総合エネルギー対策として出てきております五、六十年計画の中身を見ますと、おそらく大臣は総合燃料政策云々と言われますけれども、見ておらないのではないか。これを見ますと、はつきりと石炭を使う中にも、化学工業用としたものは大体一〇％で、これから五十年間ほとんどコンスタン

トに大体一〇％である。決してふえておりません。それからふえておるのは、ボイラー用燃料としての炭がふえておるのです。計画をごらん下さい。計画の中に出てきております石炭の消

費の数字は、今ある二十八年度までの実績を、大体そのまま延ばすとか、あるいはそのまま線を引くような形で、決してエネルギーの総合的な組み合わせができていないのです。従ひまして非常に不安に思ひますのは、ちょうど二年前にほとんどこういう思ひつきの形で、石炭が足りぬから、それで石油を使へばいいというので、ボイラー転換法を出すまいというので、行政措置で石油と石油という旗を振られて、一般経済界は相当転換をしたわけでありまして、しかもそれは設備の転換を伴う変更でありますから、国民経済的に見ればそれがたつた一年か二年かの後におきまして、また今度は一ぺんにひっくり返つて、ボイラーを重油にかえるという方式、私は長期的な見通しを立てるならば、あるいは国内需給の見通しを立てるならば、あるいは今石油に切りかえる方が正しいという結論が出るかもしれないと思ひますけれども、それにしてもあまり裏づけがはつきりしな過ぎる。そして勘で言つておられることと現実と数字に書いてあるのとがあまり矛盾し過ぎる。今時間がなくなりましたから、この辺でもって第一の問題は別の機会に譲っておきますが、第一の問題で申し上げたいことは、経済政策がはつきりと裏づけにならないければ経済立法化してはならない。その準備が十分にできていないではないかと、いうことを私は非常に心配している。従つて準備を十分にされるために、総合エネルギー対策をはつきりと立てられて、そして数字の裏づけをはつきりとしてこの委員会に提出されることを、まずこの法案の審議の前提として

お願いいたします。繰り返すようでありませうけれども、これは委員長におきましても適当にお計らいをお願いしたいと思います。明確な経済政策の定義とこれの裏づけになりますような数字的な資料の提出をはつきりとお願ひいたしたいと思ひます。

時間がなくなりましたのではしつておきますけれども、第二番目の問題は、先ほど申し上げましたように行政的な準備という問題であります。今の法案を実施するに足る通産省内の、あるいはその他の関係の役所の行政的準備が完全に整つていないかどうか、準備が整わない前に行つても、法律の方針はいいことであつても、かえつてその内容が曲げられることはたびたびあることであります。先ほど長谷川委員やその他の各委員から非常にこの法案のずさん性に対して御意見的な質問が出ていました。私はまことに同感であります。従ひまして第一に、あれほど声をからして言つておりました長谷川委員と同様に、私はこのまま実行される場合には、前に繰り返されたところの官僚統制の弊に陥る危険を感じるものであります。私は通産行政に対する一般の質問に對しまして、石橋大臣に一番最初に苦言を呈したことを覚えておられると思ひます。今この法案を施行せられるに當りまして、従来心配されておるところの、あるいは業界や国民一般が心配しているところの官僚統制の弊を再び起さない、大丈夫だという自信を持つて施行せられるに足る準備ができておるかどうかが、これは聞いたところでどうもしようがないと思ひますけれども、ほんとうの確信のほどをまず承わりたいと思ひます。これが第一点。

第二番目には、先ほどから内田さんからお話が出ておりましたが、ボイラー転換のための資金を確保すると書いてあるけれども、そのときのお話ではあつせんというお話でありました。これはほんとうに法律ができてすぐ実行できるように、どの程度の準備が現実の行政措置としてとられてい

るか。

第三点といたしまして、これはちょっと別な話になりますけれども、私エネルギーの關係と電氣の問題に頭を半分以上突つ込んでおりますから関連的にお伺ひしておるのであります。事実上重油規制は電力用重油に對してはつきり規制するつもりであるかどうか。大体電力の場合には三十万ないし四十万キロワットの重油が必要であるといふことになつておりましたけれども、この三十万ないし四十万キロワットの火力用の重油に對しましてこれを規制される意図があるかどうかということ。

第四番目に、第六条の對象となつておりますもの、大体聞くところによりますと漁業用の油というところが第一の對象となつておられると聞いていますのでありますけれども、その他を含めまして、第六条の発動の準備が今の程度進められておるかということ。

五番目に今申し上げましたようなものを含めまして、この法律に關連するところの政令並びに省令と準備ができておるだらうと思ひますが、あるいは企図されておるものを含めまして、五番目のものはさつそく資料として御提出願ひしたいということ。ずらつと申し



が、本委員室は二時三十分から木材利用に関する小委員会が使用することになつておりますから、簡潔に御質問願います。

○上林山委員 非常に緊急を要する問題でありますので、委員各位の御了承を得まして、要点のみを質疑いたしたいと思ひます。

問題は委員長お示しの通り、日本本土と南西諸島、主として琉球との貿易に關連しての貿易であります。伝えられるところによりますと、琉球政府が日本から輸入するめん類、みそ、卵、食用油、茶、魚介類、大豆かす、衣料品など約十数品目の大衆必需品について、琉球政府の税法の改正の結果、物品税が大体二〇%課せられる、こういう確実な情報が入つておるのであります。対沖繩の貿易の昨年の総額は百七十億円程度であると言われておりますが、これが影響を受けるものはその約六〇%でありまして、百億円以上のものでこの対象になるということに相なつておるのであります。これではまことに遺憾でありますので、元來通産省においては沖繩政府あるいは琉球貿易に對しては非常に穩便な処置をとつておられたにもかかわらず、沖繩が税法改正に名をかりて、関税障壁とも称すべきかかる処置をとるに至るということとは、私はまことに遺憾であると考えますので、通産当局を初め外務当局がいかなる処置をとられたか、あるいは近いうちにいかなる処置をとられんとするかという問題について質疑をいたしておるわけであります。御承知の通りに琉球の會計年度は七月一日から始まるわけでありますので、緊急を要する問題でありますので、この際閣

係大臣ないしは政府委員の方からただいま私の申し上げた点について御所見とその対策を承りたい、こういうふうに考えます。

○板垣政府委員 私どももいたしまして、最近に至りたいたいま御質問のような情報を耳にいたしまして、日本と琉球間との貿易の円滑なる遂行のためにはなほ遺憾なものと存じております。私どももいたしましては、まだはっきりした事実の確證を得ておりませんので、さつそくたいたいま南方連絡事務局を通じて事実の確證を求めつつあります。なお一方外務省とも連絡をいたしまして、アメリカ側すなわち民政政府に對しまして外務省を通じて、それから琉球政府に對しましては南方連絡事務局及び通産省側から、本件がもし真実であるとしてすなわち、その是正方につきては嚴重なる抗議を二週日中に出したいと考えております。御承知のように日本と琉球との貿易關係は、全体から見ますれば日本の非常な出超になつておりますけれども、これは相當大きな部分が米軍あたりの建設工事などの反射的利益がありまして、日本といたしましては琉球からなかなか買つものがないのでございまして、これを相當無理をいたしまして特恵的な措置で琉球のことに黒糖、糖蜜、糖蜜類を買ひ付けております。従いましてこれに對しまして日本側から受け取りますのに對しまして、日本品のみを非常に差別待遇をするような大幅の物品税の増徴をやられることは、私どもとしてはなほはおもしろくないと存じておりますので、本件につきましては嚴重に琉球政府側に申し入れをいたしまして本件の措置をとられざる

るよう申し入れをいたしますととも、なおその出方いかんによりましては、私どももいたしましてはあるいは相當重大なる決意をせざるを得ない事態になるかと存じております。

○上林山委員 ただいま大臣臨席のもとにおいて政府委員が明確な答弁をされたので、私は政府側の熱意のあるところを了いたしました。さきに申し上げたいことは、私はこれは琉球から考えると、なるほど税制の單なる改正であつて、物品税を二〇%に上げるということは財政上の單なる処置といへばそう見えるのでありますけれども、内容を含味してみますと、明らかにこれは関税障壁を設けたものと認定するのであります。これに對するところのあるいは大臣ないし政府委員のお考えはどうであるかという点、さらに本土と南西諸島との間の貿易及び支払いに關する覚書というものが、一九五二年七月十日に大蔵省事務次官、通商産業省事務次官、經濟安定本部副長官、外國為替管理委員會事務局長と琉球政府商工局長との間に取かわされておりますが、この内容を見ると、大體において日本側が琉球政府に利益を与えてあるような覺書と私は承知するのであります。こういうふうに日本が平和的にしかも相互扶助的な觀念を持つておられるにもかかわらず、ただいま伝えられておる処置は明らかなる考え違ひであると思ひます。情報を調べて後後処置したいとおっしゃつておりますが、われわれはここにもうすでに向うの改正法案を入手いたしてあります。これを一つ御検討願ひまして、ただいまの重大決意というものは私は関税障壁に對してこちら報復的な手段と

もいふべき嚴重なる処置をとられるものというように了解するのであります。が、そういうように了解していかどうか。あるいは私の聞くところによりますと、外務当局は外交権がないというやうな立場から、本問題に對してはやや消極的であると聞いておるのであります。政府委員の方で、まさかそういうことではないと思ひますが、今後一つ通産省と表裏一体となられて、本問題の解決に緊急なる措置を講じていただきたい、こういうふうに考えるのであります。最後の重大なる決意、私は想像にかたくなないのでありますけれども、一つもう少し具體的にお示し下さるならば幸ひであると考へます。

○板垣政府委員 お話の通り今後の琉球政府がとらんとする処置は、形は物品税でございますが、物品税ならば琉球の国内の同様の産品にも課せられるものと思ひますが、私どもの得ております情報によると、日本品だけにかかるといふことになりまして、おそろく一種の関税類似のものと思ひます。しかしながら今御指摘のように、これに對する日本側の処置というところ、もし関税というやうな意味でありましたら、これは琉球との領土權の問題とも關連をいたしますので、日本がこれに感情化するといふことはまだ検討の余地があると思ひます。しかしながら私どもが非常に特恵的な措置をもつて入れております砂糖類といふものに對して、輸入制限といふやうな措置で對抗する道はあると思ひますが、いづれにいたしましてもこれは最後の最後の手段でございまして、このやうな措置をとらないで済むように、われわれ

といたしましては、外務省と連絡をいたしましてする外交交渉と、また一種のわれわれの国内的な措置と相並行いたしまして、そういう不測なる事態が起らないやうに処置をいたしたいといふやうに考へております。ただいま外務省側が非常に熱がないといふやうなお話でありましたが、そういうことは絶対にございせん。ただし日本と琉球との關係は、大蔵省、通産省といふやうな国内機關との關係で貿易交渉をやつておりました關係上、主としてわれわれがこれに當り、しかしながらアメリカ軍との關係はやはり外務省から當地アメリカ大使館を通じて交渉して、相ともに本件の円滑な解決について善処したいといふやうに考へます。

○上林山委員 ただいま政府委員が明快なる答弁をいたしましたので、私は了としておりますが、大臣におかれても、ただいまの問題に對して、もちろん御善処下さることと信じておりますが、政府委員の答弁の通り了解して差しつかえないとこちらの方は承知していいのでございましょうか、最後にお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 ただいま板垣政府委員から申し上げた通りに御了解願ひます。

○田中委員長 次会は來たる二十八日午前十時より石炭鉱業合理化臨時措置法案の審議を進める予定であります。これをもちて散會いたします。

午後二時四十九分散會

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局